

令和3年度津野町観光DMO構築等調査検討業務委託仕様書

1. 業務概要

令和3年度津野町観光DMO構築等調査検討業務

2. 業務目的

津野町は、過疎、少子高齢化などにより約50年間で人口が半減し、その後も減少を続け、近年その減少スピードが加速している。人口を増加させるため、また、人口減少をできるだけ緩やかなものにするため、観光を軸とした交流人口の拡大による地域経済の活性化、そして本町にとって、観光という新しい産業の確立による雇用の創出及び生産人口の定着を目指している。

そのために、本町の四国カルスト、四万十川源流点という自然資源を活用し、中核となる「星ふるヴィレッジTENGU」、「フォレストアドベンチャー・高知」、「遊山四万十せいらの里」などの観光施設の集客効果を町全域に波及させ、多様な事業者や組織が連携して町内全域の遊び場化を実現し、持続可能な観光地域づくりと地域の稼ぐ力を引き出す仕組みづくりが必要である。

しかし、現在、本町には観光推進組織（観光DMO等）がないため、地域の多様な関係者とともに関光を主体的に進めていく力が十分でなく、観光地経営の視点をもった観光推進組織の設立に向けて、その必要性と可能性及び位置づけや役割、具体的な業務など、望ましい観光推進組織の在り方について調査検討を行い、本町の課題解決に向けた取り組みを進めるものとする。

3. 業務の期間

履行期間：契約日から令和4年3月18日

4. 契約金額の上限

2,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

5. 業務内容

以下の業務を実施するとともに、その内容を取りまとめ報告書の作成を行うものとする。

なお、この業務内容は、受託者の企画提案により調整する場合がある、また、必要に応じて町担当者と直接打ち合わせを行うこととする。

業務内容

業務に関する具体的な提案

(1) 基礎調査と現状分析

①観光関連事業者への調査

町内観光関係事業者（宿泊業者、飲食店事業者、物産販売事業者、施設管理者、体験事業者等）へのアンケートやヒアリング等により、観光推進に関する課題やニーズを調査し、観光 DMO 等の観光推進組織の必要性、有効性、求められる機能や各組織の役割分担について、調査分析を行うこと。

②本町における観光マーケティング調査及び各種データの収集、分析

RESAS をはじめとする観光に関する様々な情報を活用し、津野町における観光客の動態、特徴等についての調査分析、近隣市町や類似市町との比較検討を行い、各施策の基礎資料とするとともに、調査分析結果を関係者等と共有するものとする。

(2) 調査分析に基づく、観光資源磨き上げの提案、観光マーケティング戦略の策定

(1)の結果を踏まえ、資源磨き上げの提案や津野町の観光経済効果を向上させるための提案及び、観光マーケティング戦略の策定を行う。

(3) 津野町の観光推進組織の望ましい在り方及び体制の調査、検討

上記(1)、(2)の作業を踏まえたうえで、国、県、高幡地域の観光の取り組みや関係団体の動きを考察し、本町の観光推進組織（観光 DMO や観光協会など）の必要性、有効性について整理するとともに、設立する場合の、組織形態、規模、観光推進組織に求められる機能、役割、課題等を提案すること。

(4) 津野町観光推進組織設設立の概要（案）の提案

観光推進組織の有効性が見込まれる場合には、運営試算、事業構想、実施計画等を含むロードマップ概要（案）、について提案及び作成を行うこと。

(5) 仕様書に無い独自の提案 ※任意項目

(6) 業務を遂行するためのスケジュール管理

(7) 報告書の作成

最終的な成果品として、報告書を電子データ（CD-R）と製本3部を提出するものとする。各種報告書についてはA4版とする。

6. 業務実績報告

業務完了時に次の成果物を町へ提出すること。

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 最終報告書 3部
- (3) 各種調査集計・分析結果 3部
- (4) その他本業務で取得、利用又は作成した関係資料 3部
- (5) 上記の電子データ (CD-R) 一式
(電子データは原則として、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointで編集可能な形式で納品すること。)

7. その他留意事項

- (1) 本業務の遂行に必要な打ち合わせは、原則として津野町内で実施する。また、打ち合わせを行った場合はその内容について議事録を作成し津野町の確認を受けること。
- (2) 本業務により生じた著作物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、津野町へ帰属するものとする。
- (3) 本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、津野町は責任を負わない。
- (4) 本業務により生じるすべての成果品を町の許可なく公表及び貸与してはならない。また、本業務実施により知り得た事項を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本委託業務を履行するうえで、個人情報を取り扱う場合は、津野町個人情報保護条例第11条の規定に基づく措置による個人情報特記事項を遵守すること。
- (6) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本町の承諾を受けた場合はこの限りでない。
- (7) 業務完了後、成果品に不備があった場合は、本町の指示により受託者の負担において直ちにその不備を修正するものとする。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項については、津野町の指示に従うこと。また、業務の実施につき疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、本契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第10 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(業務の再委託)

第11 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）をする場合には、再委託等の相手方へこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

第12 受注者は、発注者の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 発注者は、この契約による業務を行うにあたり、取り扱う個人情報の状況について受注者に報告させ、又は随時、調査することができる。

(事故報告)

第14 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合に

において、受注者は、発注者から立入調査の実施を求められたときは、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第15 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。